

決 定 書

異議申出人
住所 七ヶ浜町
氏名 小林 倫明

異議申出人から、令和5年9月6日付けで、公職選挙法（昭和26年法律第100号。以下「法」という。）第202条第1項の規定により提起された異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、七ヶ浜町選挙管理委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 異議の申出の趣旨

令和5年8月27日に行われた七ヶ浜町議会議員一般選挙の効力を無効とするとの決定を求めるものである。

第2 異議の申出の理由

異議申出人が異議申立書で主張している本件異議申出の理由は次のとおりである。

法第129条により選挙運動の期間は「公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない」とあるが、下記候補者による事前運動が黙認された状態での選挙が行われた。

(1) 立候補者A

告示日直前における候補者氏名の掲載された新聞折り込みチラシの配布。

(2) 立候補者B

告示前におけるSNSでの「七ヶ浜町町議会議員選挙」として「候補者名」「ため書きが写っている選挙を連想させる写真の掲載」（資料4）

(3) 立候補者C

告示前におけるSNSでの「七ヶ浜町町議会議員選挙」として「候補者名」選挙を連想させる動画の掲載及びリンク先への掲載」（資料5）

告示日直前における政党機関紙のポスティング（資料2）

(4) 立候補者D

告示前におけるSNSでの「七ヶ浜町町議会議員選挙」として「候補者名」選挙を連想させる動画の掲載及びリンク先への掲載」（資料5）

告示日直前における政党機関紙のポスティング（資料2）

証票の無い立て看板の設置（9月6日現在も設置）（資料6）

令和元年に行われた一般選挙でも政党機関紙の告示日直前の無償・無差別配布のポスティングを選挙管理委員会で確認をしていたのであれば（資料1）、当該選挙においても事前運動が行われるのが想定される。しかし、今回の選挙において事前運動が横行し黙認した状態で選挙が行われたことは、法第6条における選挙に関する啓発、周知等を、町選挙管理委員会は怠っていた。

また、法第7条（選挙取締の公正確保）にあるように、選挙の取締に関する規定を公正に執行させるために塩竈警察署と連携を図り公正な選挙が行われる環境を作る努力を怠っていた。その結果、選挙期間中においても立候補者Dの証票が貼られた選挙用ビラのポスティングなど選挙違反が横行する事態となった。

選挙運動期間は、町村議会議員及び長は5日間と定められており、告示日前の選挙活動は特定の候補者のみ選挙運動の延長を認める行為であり、選挙結果に大きく影響を与えており、違反行為がなかった場合の選挙結果に異動があったと考えられる。

上記の理由により、法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく損なわれていた状態での選挙の結果であり、令和5年8月27日に行われた七ヶ浜町議会議員一般選挙の効力を無効とする決定を求めるものである。

第3 口頭意見陳述の要旨

異議申出人が口頭意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立の根拠としている候補者の選挙運動が、公職選挙法に違反しているかの判断及び選挙管理委員会として、選挙が公明かつ適正に行われたとの認識かどうか、この2点を踏まえ、法第1条における「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公

明且つ適正に行われることを確保」していなかったのであれば、今回の選挙は無効であると考える。

決 定 の 理 由

第1 選挙違反の有無については、司法で判断されるべきものであり、選挙違反ありきの本件異議申出について当委員会で判断することはできないが、法の解釈及び当委員会の対応等については、次のとおりである。

法第6条第1項では、「総務大臣、中央選挙管理委員会…市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。」と、常時啓発及び選挙の際における必要な諸事項の周知について規定されており、選挙の際における選挙違反等を選挙人に周知徹底をさせることは、もとより選挙管理機関としての責務である。当該規定は、選挙に関する効力的規定ではないが、当該規定の趣旨に著しく反した選挙管理機関の行為は選挙の無効原因となり得るものと解されている。

当委員会では選挙人（立候補予定者）への周知として、令和5年7月28日に開催した立候補予定者説明会の配布資料「令和5年8月27日執行七ヶ浜町長選挙及び七ヶ浜町議会議員一般選挙の概要について」、「令和5年版やさしい選挙の手引き」、「令和5年8月27日執行七ヶ浜町長選挙及び七ヶ浜町議会議員一般選挙 選挙の手引」及び「明るい選挙の推進について（周知）」において選挙違反事例の記載及びその旨の説明を立候補予定者へ行っており、当委員会の対応が、法第6条第1項の規定に著しく反しているとまでは言えず、異議申出人の主張する当該選挙の効力を無効とする事由には該当しない。

第2 法第7条第1項では、「検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない。」とあり、警察官等選挙の取締り機関の職務執行の公正確保に関する規定である。

異議申出人は「塩竈警察署と連携を図り公正な選挙が行われる環境を作る努力を怠っていた。」と主張するが、どのような根拠を持って怠っていたと判断したのか不明である。

当委員会においては、当該選挙を管理・執行するにあたり、告示日前から塩釜警察署との連携を密にし、具体の記述は差し控えるが、選挙違反のおそれがある行為に対し、当委員会又は同警察署から各候補者等へ連絡するな

ど、同条の規定に基づき適切に対応しており、異議申出人の「当委員会が同警察署と連携を怠たり、選挙違反が横行する事態となった」との主張は、同条の規定に違反しているとの具体的な根拠もなく、異議申出人の主張する当該選挙の効力を無効とする事由には該当しない。

第3 法第1条に規定する選挙が公明且つ適正に行われることを確保する方式については、選挙管理委員会制度、各種立会人制度、選挙運動費用の規制とその公表、選挙争訟制度及び罰則並びに明るく正しい選挙運動の展開が挙げられる。

当委員会としては、上記「決定の理由」第1及び第2で述べているように、選挙が公明且つ適正に行われるよう適切に対応しており、異議申出人が主張する「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われるのを確保していなかった」とは言えず、当該選挙の効力を無効とする事由には該当しない。

第4 以上のとおり、本件異議申出には理由がないため、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年10月6日

七ヶ浜町選挙管理委員会
委員長 山本 真理子

<教示>

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で宮城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

<審議の経過>

| 年 月 日 | 処理内容 |
|-----------|----------------------------|
| 令和5年9月6日 | 異議の申出があった。 |
| 令和5年9月15日 | 事案の審議を行った。 |
| 令和5年10月2日 | 異議申出人の口頭意見陳述及び事案の継続審議を行った。 |
| 令和5年10月4日 | 事案の継続審議を行った。 |
| 令和5年10月6日 | 異議申出人に対し決定を行った。 |

<七ヶ浜町選挙管理委員会>

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|------|--------|-----|
| 委員長 | 山本 真理子 | |
| 職務代理 | 星 七代 | |
| 委員 | 鈴木 清弘 | |
| 委員 | 稲妻 憲昭 | |